

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書（案）

政府・与党においては通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

わが国に在住する外国人への地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作りに工夫が必要ではあるが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。

日本国憲法第 15 条第 1 項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第 93 条第 2 項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第 93 条第 2 項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。

したがって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ない。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

} 提案の意味。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣